平成２１年（フ）第６９７号
石川県河北郡内灘町字大根布６丁目16番地１
債務者　和田　誠司
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮前　　悟
4　破産債権の届出期間　平成22年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月６日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１７１号
鹿児島県鹿児島市新栄町33番７号　コーポアラキ503号
債務者　平野　次郎
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺田　昭博
4　破産債権の届出期間　平成22年６月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２５５号
和歌山市和歌浦南２丁目２番26号
債務者　西中　澄子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邊　和喜
4　破産債権の届出期間　平成22年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月23日午前11時25分
6　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１２４０号
札幌市南区川沿５条３丁目２番31号　川沿中央ハイツＡ201号
債務者　畑中　貴行
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　　哲
4　破産債権の届出期間　平成22年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０９号
金沢市専光寺町ツ69番地、従前の住所金沢市間明町１丁目215番地
債務者　宮口　　弘（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　基之
4　破産債権の届出期間　平成22年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月８日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４６２号
兵庫県西宮市丸橋町８番68―202号、従前の住所兵庫県尼崎市蓬川町302番地の16　ザガーデネスクシティアクア館523号
債務者　藤本　　勇
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　次郎
4　破産債権の届出期間　平成22年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月28日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４０号
神戸市西区池上４丁目８番地の15　リッツ池上304号、旧住所神戸市西区玉津町水谷570番地の36
債務者　野本　幸希
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本郷　秀夫
4　破産債権の届出期間　平成22年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月10日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
宮崎市青島４丁目６番３号
債務者　吉永千惠子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩元　重喜
4　破産債権の届出期間　平成22年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月30日午後１時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１９号
兵庫県明石市相生町２丁目２番７号　プレステージ明石203号、住民票上の住所兵庫県明石市桜町７番１号
債務者　榎　九二夫
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙本　直彰
4　破産債権の届出期間　平成22年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月31日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
北海道白老郡白老町字虎杖浜184番地54
債務者　高橋　俊克
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　裕次
4　破産債権の届出期間　平成22年６月17日まで
5　一般調査期間　平成22年７月２日から平成22年７月15日まで
6　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
北海道雨竜郡沼田町南１条１丁目７番17号
債務者　福永真由樹
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月28日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１８号
大阪府豊中市若竹町１丁目４番11号
債務者　中尾　　要
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２４号
大阪市西成区天下茶屋東２丁目10番地31、住民票上の住所大阪市西成区天下茶屋東２丁目15番10号
債務者　東　　健吾
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部